

島労発基0.419第2号
令和5年4月19日

一般社団法人 島根労働基準協会長 殿

島根労働局長
(公印省略)

個人サンプリング法に係る作業環境測定基準及び関係ガイドラインの
一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

個人サンプリング法による作業環境測定については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）等に基づき、令和3年4月1日から選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したところです。

今般、現状の測定技術等を踏まえ、個人サンプリング法の対象物質等の追加について、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号。以下「改正告示」という。）が令和5年4月17日に告示され、令和5年10月1日（一部は令和6年4月1日）から適用することとされたとともに、ガイドラインの一部が改定されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。